

会 議 録

会 議 名		第 13 回 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会 西予市公民館 分館制度分科会
日 時		令和 3 年 5 月 27 日(木) 9 : 30 ~ 12 : 25
場 所		三瓶文化会館 2階 研修室
出席者	会 員	1 3 名 / 1 6 名
	事務局	1 3 名
傍聴		6 名
議 事 内 容 (要 旨)		
分科会長	<p>9 : 30 開会</p> <p>開会あいさつ</p> <p><b>【協議事項】</b></p> <p>(1) 報告事項</p>	
事務局	<p>前回いただいた 3 点のご意見、ご質問に対する回答をする。</p> <p>1 点目、移行パターン別年次表の「事前に各分館へ移行調査を実施し、下記パターンによる整備計画を作成する。」という部分について、「事前」の期限を令和 5 年 3 月 31 日までとしているが、この期限が短期間すぎるのではないか。また、期間内に区で移行パターンを選択した後、区の諸事情、自然災害等によって、移行にかかる整備計画を変更せざるを得なくなった場合の市の対応についても、併せてご意見をいただいた。</p> <p>多くの区において、実際に移行パターンを選択するのは、地域づくり活動センター（以下、活動センター）の配置が決定してからになると思われる。エリアによって活動センター配置の協議が難航した場合、整備計画作成までの期間（令和 5 年 3 月末）が非常に短期間になり、将来に向けた、区としての充実した協議の時間が確保できない恐れがある。これらを踏まえると、期限については、令和 5 年 3 月 31 日までと設定はするが、右側の詳細部分において、「特別な事情が生じた場合は、別途協議する。」という文言を加え、諸事情による特別な場合には、柔軟な対応が取れるよう修正をした。</p>	

2点目、移行パターン①、建設にかかる地元への補助率等の特別措置の中、「建設にかかる対象経費等は西予市集会所建設事業補助金交付要綱に準じ」という部分についてだが、受益戸数が多く、規模が大きな施設を建設する場合はどうなるのか、という質問をいただいた。

市としては、ご質問の面積要件についても、西予市集会所建設事業補助金交付要綱の定めに準じ、受益戸数による面積要件を設ける考えである。なお、面積要件の最大値 310 m<sup>2</sup>を超えて建設する場合は、その超過分については、区でご負担いただくこととなる。面積規模の参考として、配布した参考資料をご覧ください。

資料の裏面の写真は、平成 18 年に県補助事業を活用して建てた、宇和町の下松葉集会所である。西予市集会所建設事業補助金交付要綱における、面積要件の最大値 310 m<sup>2</sup>に近い集会所の例としてお示しした。下松葉集会所は、木造平屋建て 321 m<sup>2</sup>で、大きなホールのほか、20 畳の和室及び調理室を備えている。ちなみに、今年 4 月末の下松葉地区の世帯数は、609 世帯である。

また、参考資料には、三瓶町における各分館のホール面積、一部、和室の分館もあるが、その面積を掲載した。なお、本日のこの会議室、三瓶文化会館 2 階研修室の面積は 207 m<sup>2</sup>である。今後の参考にしていただきたい。

3点目、移行パターン②における、建物の修繕及び建物に付随する備品の修繕・購入等の限度額の考えについてだが、前回回答したとおり、限度額の設定については考えていない。西予市公民館分館整備補助金交付要綱別表第 1 に掲げる補助対象経費・品目に準じ、今後 10 年間の使用に耐えうることのできる常識的な範囲でお願いしたいと考えている。

その他、前回の分科会では、「分館の土地の所有権が、市ではなく個人等になっている場合は、今後どうするのか。」という質問があった。調べたところ、19 分館のうち、市の所有地でない分館は 3 分館あった。三瓶北公民館兼二及分館は加茂神社の所有で、もともと国有地であった土地を加茂神社が譲り受けたようである。そのほか、有太刀分館及び皆江分館の 2 分館が個人名義である。経緯としては、前回も言われていたとおり、両分館ともに、当時は区としては登記ができなかったため、当時の区長名義で登記したということだ。このことに関する対応としては、今後、区の方とも協議をしたうえで、区にご迷惑が掛からないよう整理したいと考えている。

また、資料の最下部『「移行パターン別年次表」及び「移行パターンにかかる詳細について」に記載のない事項については、区と市の協議により決

	定する』という文言を追加した。資料 13-1 についての説明は以上。
会員（三瓶）	安土分館の土地はどこ所有か。
事務局	安土分館の土地は西予市の名義である。
会員（三瓶）	西予市の土地の上に安土第 5 分館が建っている。階下には関係のない老人憩いの家が建っている。これは分館とは全く別物。分館は区費でまかない、補助をいただき、三瓶町の発注で建設したもの。老人憩いの家は特別区費は一切ない。区は関係しておらず、関係者数人の建築物。これらを一緒に解体することは可能かどうか。また、集会所に変える場合、憩いの家は別途に補償するのかどうか。
事務局	事実確認をしたうえで、地域と相談しながら進める。
会員（三瓶）	2 区分館のホールは 68 m <sup>2</sup> だが、集会所は原則、1 階建てとなるのか。
事務局	今のところ建物の階数については定めてはいない。
会員（三瓶）	2 区分館は、お祭りの時にいろいろな行事をしているので、若干狭隘さを感じながら活動している。他所と比べて普通に集会所として考えると、その規格の集会所でいいと思うが、お祭りの四つ太鼓、五つ鹿などの活動でも使っており、建て替えると若干狭くなる。そうなると地域行事ができなくなる可能性がある。大きな活動センターができたら分館としては必要ない、なくてもいい、ただ、三瓶の祭りの運行ができなくなるようになると困る。文化を残すための建物として建て替えるべきなのか、いろいろなことが考えられる。令和 5 年に答えが出せるかという答えが出ない部分があるのではないかと。拠点のことがはっきりした時に、これについてどう対応するかも考えながら検討していかなければいけない。
事務局	特に沿岸部は土地事情が違う。もし今の分館がある場所に建てたい、そこしか建てられない場合もあると思うので、平屋に限定するということは言えないし、狭いなど問題もあると思う。ホールでも仕切りが取れて広くなる対応とか、工夫次第によって有効活用できるように、実際に地域

<p>会員（三瓶）</p>	<p>の皆さんと協議をさせていただきたい。そういう問題点も出していただきたい。</p> <p>もし大きな集会所を建てると経費負担も増える。これまでの感覚でいくと、全額負担になった時には、今まで以上の負担を強いられる。地域文化を残すための部分も併せて建設するとなると、市からの補助は考えられないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その部分について別の補助をとということか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>地域の文化を残すために、必要より少し大きめのものを建てた場合、建設費に加え維持費も増える。新しい活動センターができるかどうかでかなり違ってくるし、規定の大きさの集会所でしてくれとか、大きなものを建ててもいいという答えだけでは前に向いていかない部分がある。それらを含めてどうしていただけるかということ。</p>
<p>事務局</p>	<p>その施設が、常態的に文化のために使われている施設なのかということもある。文化はもちろん大事だが、使われる頻度を考えた時に、今できる範囲で応用できるようにすることも大事。今すぐ移行方針の中に、そこまで入れるのは難しいと思う。スポーツ・文化課とも話してみたいと思うし、地域文化の大事さも理解している。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>小規模多機能自治を実施する時に、制度が教育部局から市長部局に移る。その時に文化に対する担保措置を講じることになっていたはず。その部分で伝統文化を継承するための担保措置はあるのか。お祭りは10月の3日間だが、7月から練習、準備をする。年間の3分の1である。</p>
<p>事務局</p>	<p>決しておろそかにするという事ではない。予算を振り分けていく中で、どうすれば全体的に納得ができる予算配分ができるかが課題である。下松葉も大きい規模の行政区。最大の面積で建てて、世帯数も多いので310㎡ではなかなかというところもあるが、実際建ててみると広いスペースが取れたりもする。実際にどれくらいのを建てて、どれくらいのスペースが必要で、どういう問題が生じるのかということを決める必要がある。</p>

分科会長	<p>行政の回答が若干質問の意図からずれているのではないか。2区分館の中に三瓶の祭事に関する物が入っている。それは三瓶全体の文化を継承する大事な物であるので、その道具をどこに保管するのか。新しくできた活動センターの中に保管するのか、または別途に保管場所をつくるのか。その保管場所をはっきりさせてほしいということではないか。</p>
会員（三瓶）	<p>道具の保管だけではない。道具の保管場所は山の麓に構えているが、それもいつ崩れるか分からないので、建て替えるのであれば、そういったものを含めて建て替えなければいけない。しかし練習もしなければいけない。市民検討委員会の中で社会教育を市長部局へ移行するにあたり、教育文化関係について担保措置を講じると説明されていたはず。分館の制度がなくなるのだから、大事な問題。</p>
事務局	<p>地域の文化は重要であり、市も残していかなければいけないのは理解している。現在ここに記載されている 68 m<sup>2</sup>では厳しいということだが、どれくらいの面積が必要なのか、実態をこれから検討させていただきながらということになると思う。面積が大きくなるとどうしても必要経費が増え、一度建ててしまうと、後年度の負担もずっとついてくることになる。可能な限り文化について今までどおり対応しながら、どこまで工面できるのか、そこを整理していきたい。言われている担保措置ということだが、私が考えるのは、最低今までどおり位のことができる範囲。具体的に補助金等について即答は難しい。基本的には補助要綱の範囲の中で対応できるのかどうか、できないのであれば、どのような工面ができるのかというところを別途検討させてほしい。いま現在協議している分館のところ、さらに文化についての補助金をというものは、少し難しいと考えている。</p>
副分科会長	<p>地域の伝統文化の継続発展という意味では、子孫にも受け継がなければいけないもの。その際に旧東宇和地区でそういったことを配慮された集会所と、今の伝統文化の継承に関わって具体的な対応をされた実例がないかどうかを聞きたい。</p>
事務局	<p>コロナ禍で西予市内の伝統行事やお祭り等はほぼ延期となった。これまで受け継がれた行事は1～2年やらなければ忘れてしまう。私は明浜の俵津出身だが、五つ鹿を教えている団体があり、1年コロナで実施できず、</p>

副分科会長	<p>今年も怪しい。小中学生に教えているが、誰も踊ることのできない空白の期間ができることを危惧している。そういうことがあってはならないので、そういう伝統行事に対する補助事業に、かかった経費の半額補助が出るものがある。</p> <p>また、4町の施設でそういった配慮をしたかという点、伝統文化芸術のために公民館、集会所の広さ、面積を考慮して建てたという話は把握していない。</p> <p>四つ太鼓が2台あり、その太鼓を囲んで練習する。その指導するスペースがある。また、2区だと五ツ鹿もある。練習の場所、フロアの強度、例えばピアノを置く場所も300kgに耐えうるように強度を高める。そういういろいろな配慮や、スペースが必要。地域の伝統文化の継承という視点からすると、そこが拠点になる。その拠点に対して何の考えもないというのは、ちょっと異を感じる。旧東宇和地区の練習の場所はどうなっているのかなど、また今度教えてほしい。こういったことも一つの対処すべき特別な事情に入れて別途協議してもよいのではないかと思う。</p>
分科会長	<p>他に分資 13-1 についての意見はないか。</p>
会員（三瓶）	<p>これまで質問した中に、見解の違いで、行政は素直に認めなかった。書き物がなかったとか、覚書があるのではないかとか。したがって私は行政に対して非常に不満、不審がある。資料分資 13-1 は、この分科会となのか、あるいは三瓶8名の委員となのかは別にして、ぜひこのことは忠実に履行するという確約、市長対分科会、あるいは三瓶8名に対して確約か覚書をとってほしい。このことを忠実に実行しない可能性すらあると思っている。現状これで認める代わりに、覚書を委員長から申し出てほしい。</p>
分科会長	<p>それは資料分資 13-2 の中でも、この前の会議の中でもあったように、この移行パターンがベースになって、今後の分館の在り方が考えられるということで、これをきちんと履行するというのは市も確約ができるものだと私は思っている。その旨伝えておきたい。</p>
事務局	<p>分科会長からもあったとおり、後の協議の中にもある。さらに別途のものということであれば、その対応も検討しなければいけないと思う。以前</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>にも、そのご意見は出していただいていたと思う。その際回答はしてなかったが、私が考えるのに、市と相手方だが、この分科会になるのか、今おられる分科会員の皆さんになるのか。この分科会は報告後には会がなくなる。市とどこかの覚書にするのかということもある。報告の範囲だけでいいならかまわないが、別途の物ということになれば、その辺りのご意見をいただければ、別途検討する。</p> <p>それは小理屈。単純に分館問題について検討して、ようやくここまで他の4町の方にもご協力いただき、まとめ上げた。これは三瓶の公民館分館潰しの問題。覚書について、分科会が終了すれば相手がいなくなるからとか言われると不信感が増す。分館問題について検討した方々は16名。その内三瓶の各種団体からの代表が8名。それをどちらかですっきり実行するならそれでいい。日付を入れ、取り交わしていれば、誰がその時に分科会の会員であったかは分かること。小理屈極まりない。実行していただければ、それで事足りること。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>行政を信用できないとあったが、私自身、この会の話がストレートに市長に伝わっているのか疑問に思う時がある。例えば議事録について。起こした文を上司に上げて、これでどうですかと出されていると思うが、議事録を見ると都合の悪いこと、発言が削られてスマートな発言で書かれている所が結構ある。ストレートに上がっているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>私の所に決裁が上がった時点では、録音に忠実な形で上がってきていると思う。比べてはいないので何とも言えないが、基本的には内容のとおり上げていて、特に操作をしているとか、削除の指示は一切していない。</p>
<p>事務局</p>	<p>多少言い方、方言など文の体裁を整えている部分はある。また何度か同じことを繰り返し発言されている場合は削除する部分もあるが、なるべく発言された趣旨が変わらないように起こしている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>深く議事録を追求するつもりはないが、私は結構きつい言い方をしていると思う。そのまま上げると行政側の立場が悪くなるという部分もあったかと思い、あえてこういったことも言ったが、それは信用ができないと言われたいろんなことがそこに入ってくる。だから約束することは約束する。</p>

事務局	<p>こういった場でしっかり約束していただきたい。</p> <p>この分科会の中で移行パターンをはじめ、協議をし、こちらから回答した件については、しっかり対応していきたいと考えている。</p>
分科会長	<p>覚書に近いものは整備計画に沿った業務が確実に遂行されるよう、行政内部で連携して行っていただきたいと、報告書にも書いている。</p> <p>移行パターン（案）についてはこれを市民検討委員会に上げたいが承認できるなら挙手をお願いする。</p> <p>(全員挙手)</p>
分科会長	<p>挙手全員ということで、案を消して、これを市民検討委員会に報告する。</p> <p>(休憩)</p> <p>(2) 分科会報告案について</p>
事務局	<p>資料分資 13-2 について説明する。</p>
会員（三瓶）	<p>資料（3）三瓶町地域における活動センター配置について、分科会が始まる前にメンバーに、今回私はこういう発言をするという短い文章を配っていたが、それとほとんど同じ内容で安堵している。なぜ文化会館を活動センターに活用できないかという、前回も言ったように、文化会館のできた経緯や町民の気持ちを、市としても十分に考えていただきたい。以前、小野議員の一般質問に対しての当時の総務部長の回答では、公民館の活動センター化においては今後十分な協議が必要となってくる、主な焦点としては、市民の文化と創造、生涯学習の推進及び伝統芸能の保存継承を図ることを目的とした三瓶文化会館の運営がどのように機能を維持させられるかであろうかと思う、と答弁されている。この答弁を見ても三瓶文化会館の運営の仕方は非常に私たちも気になるところだし、自主事業の金額的な内容を見てもじり貧である。活動センターと文化会館が併設になるということは文化会館機能が低下することは間違いないので、この辺も踏まえてこういう内容になっていることを、他町の皆様にも十分理解していた</p>



	<p>だきたい。</p>
分科会長	<p>文言としては、これで構わないか。</p>
会員（三瓶）	<p>構わない。</p>
会員（三瓶）	<p>新しいことに素直に従うことは難しいが、自分なりに努力して従おうと思っている。しかし、新しいことをすることによって失うことも出てくる。この市民検討委員会、分科会で、行政はあまり考えずに進めて来た。新しいことには私は従う。しかし、失うところには同等かそれ以上の担保を、失った分は、必ず住民のサービス低下がないように知恵とお金を出してほしい。三瓶には一切お金がトンネルを越えて来ない。宇和ばかり。野村は災害があったが、城川はミュージアム、明浜はジュース選果場、三瓶はなごみ館を建てていただいたが、その後は三瓶保育園もあつという間に民営化。何もかも取り上げられて、今度は給食センターがなくなるのではと心配している。</p> <p>資料（3）配置について、独立した建屋のない三瓶東公民館とあるが、建屋の横にカッコして「施設」と入れてほしい。独立した建屋といえば宇和もない。三瓶の場合はそれ以上に三瓶文化会館の管理事務室に教育課長以下スタッフがいる。建屋といったら石城地区公民館とか中川のようにとられて、建屋がなくてもあると言われそうなのでカッコして「施設」と入れほしい。</p> <p>また、「早期に地域住民との合意形成をはかり」とあるが、普通財産になった行政区の拠点についての住民との話は、行政区長のもとでと分かるが、活動センターになると、三瓶東地区は1～10区あるが、この地域住民とはどこをさしているのか。まちづくり組織が窓口か。それとも行政区の10の集合体か。窓口はどこを想定か。</p>
事務局	<p>新しい2行を加えた箇所では、「独立した施設」という表現にしているので、ご指摘の箇所も「独立した施設」に書き換えてはいいかがか。</p>
会員（三瓶）	<p>三瓶文化会館の中に公民館があると言わなければそれでいい。</p>
事務局	<p>地域住民とはこういったところを指すのかということだが、活動センタ</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>一としては、地域づくり組織を中心として、その地域の実情に合った団体であるとか、区長であるとかに参画していただいて、地域での検討を進めていきたいと考えている。</p> <p>（暫時休憩）</p> <p>分館を廃止し、集会所に移行する。しかし私は分館と並行し新しく活動センターなるものを設置しろ、三瓶東公民館はどこに実態があるのかとずっと尋ねてきた。</p> <p>分館については、地区民が犠牲になるわけだから、分館の廃止と活動センターの拠点とは、切り放して考えるものではない。新たな拠点は、ここにこのくらいの規模でつくるよということになれば、(3)の3点目に三瓶東公民館エリア、一つの地域づくり活動組織としては大き過ぎる。2つに分かれたら施設がない。一方は文化会館を仮に使うとしても、一方は全くない。文化会館は三瓶の文化。これを活動センターと一緒にするような理由もないし、この文化会館は三瓶 19 行政区全ての町民が捻出した税金から建てたもの。分館は、区民が捻出しながら、本来出さなくてよいお金を出し、修繕費、維持管理費まで出している。ここに独立した施設を新設することが望ましいと書いてはいるが、新設するとは書けないのか。今後活動センターになって、地域づくり組織で区長に代わるようなことができるかどうか。非常に困難だと思っている。その中でどのように地域おこし、自主自立を図って行くか。本来はまず拠点を提示して、そのうえで分館をどうするかを考える。上から目線で法をはじめ、拡大解釈されては上から押し付けるようなこと、これは絶対しないように。これからが活動センターに向けて大事な時。</p> <p>もう1点、ここまで進んできて、この問題がこじれた時に、他の公共用財産と三瓶の公共用財産は、立場が違った建屋で現在まで進行してきている。その中で、拠点もなしに強制的に文化会館の一室を活動センターにすると理事者が言ってきた。各区からこの話は乗れないと、今までどおり公民館方式でやるといった区が出た時に、行政はどう対応するのか。骨格がないため、行き当たりばったりの政策になっている。後々のことを非常に心配している。</p> <p>活動センターはどこなのか明確にすべきという点。また、活動センターの場所が気に入らず、分館制度をやると言われた時にどうするか。この2</p>
---------------	--

事務局	<p>点について訊ねる。</p> <p>資料（3）の文面については、生涯学習課で作成しているとおり、委員から出された意見がこのようにあったので参考にされたいということなので、この文面自体はこういった意見があったので新設することが望ましいということになるかと思う。こういった意見があったことを地域の方々に再度お伝えして、活動センターの拠点について話を進めていく必要があるのではないかと思う。現時点で新たに新設するというのを、市からお答えすることは難しいと思っている。</p>
会員（三瓶）	<p>要は、新設もまだ言えないということであれば、三瓶文化会館を利用するなどということは言葉を慎んでほしい。内政干渉はすべきではない。合併後のことについて言うならいいが、合併以前の事業について批判をすることは、言葉は悪いかもかもしれないが内政干渉である。それでも時代の変革で変えなければいけない。この時は地域住民、旧町単位の意見が一番だと思っている。よその人が中のことをつついたり、行政が違う町から旧三瓶の内部のことを自由勝手にしたりするのはおかしい話。三瓶東公民館の移動に意見も同意も取らず、変更するとも言わず、こういう問題が出てきたらどうするかと質問している。公共用建物でありながら 13 か所の分館は区民から徴収したお金。私から言うと割り当て負担。だから場合によっては、そういう地区も出るかもしれない、ということをお願いしたい。</p>
事務局	<p>前回の分館分科会で市はどのように考えているかということで、文化会館の活用ということで発言したが、これは地域の方々と話していく中、文化会館ありきで話を進めるということではなく、委員の皆さんからの意見を含め、地域の合意形成の中で活動センターの位置は決定するものだと思う。</p>
会員（三瓶）	<p>それならば、「新設することが望ましい」を「新設してください」にかえてほしい。</p>
会員（宇和）	<p>三瓶文化会館の活用を推進するという文言が紛らわしいので、いっそのことこの分を省いて、「望ましい」はそれで構わないと思うが、その部分を削除したらどうか。</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>「三瓶文化会館の活用を推進するとともに」という文章をつなぐとすると玉虫色の発言になってしまう。「あわせて今後の検討の参考とされたい。」の後の2行を忘れて、「活動の拠点となる活動センターについては、～を兼ねた施設が必要ではないか等の意見もあり、三瓶東公民館エリアに地域づくり活動センターとして独立した施設を旧役場跡地に新設することが望ましい」ともってきて、あとの3行は生かして、次の行に、「三瓶文化会館の活用については、三瓶の東・北・南のセンターで文化会館が建設された経緯及びその意義、また文化芸術の拠点であることを考えると、3つのセンターで活用を推進することが望ましい。」と打ち込んでもらえないか。</p>
<p>分科会長</p>	<p>変更するなら、一つ一つやっていきたい。まず、「三瓶文化会館の活用を推進するとともに」というのは、文化会館は文化会館としての役割を明確にして活用する、今は十分活用ができていないという話が先般あったので、文化会館としての活用は必要であり、推進していくということで書かせてもらった。その後の三瓶東公民館エリアについては、防災の拠点とかいろいろなことを考慮しながら別の場所に新設することが望ましいと。望ましいという表現が弱いかもしれないが、そういう表現で提起している。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>行を別にして、文化会館は三瓶全体のもの。3つの公民館が活用を推進するというので、あくまでも三瓶文化会館は全体のものだということを強調してもらいたい。そうでないと三瓶文化会館が三瓶東公民館になってしまうことに問題がある。三瓶文化会館と三瓶東公民館は別だということで、3つの活動センターで活用することが望ましいとしてほしい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶文化会館は三瓶の殿堂。しかし今回は分館問題なので、三瓶東公民館エリアの問題。したがって三瓶文化会館の活用は別途推進するとかにして、三瓶東公民館エリアから始まったものを新たに新設するというのは、我々三瓶委員の本当の願い。その中に三瓶文化会館を利用した時のことを考えながら2点目や3点目の意見が出たりしたこと。すっきりと三瓶東公民館エリアから別段にした方がスムーズに行く。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>市民検討委員会の分館分科会の意見は、非常に強力な意見。中教審の分</p>

	<p>科会にしても何にしても。行政のたたき台、諮問、案、素案に対して基本が出た。旧東宇和地区委員から三瓶町民の意見を大切にしたいという意見をいただいた。「望ましい」これは、行政の方針は既存の施設（公民館）となっているが、それにはあてはまらないので、分科会長に取りまとめてもらう案は、遠慮せずに、「望ましい」を削除して、「建設すること」で切る。なぜなら、市民検討委員会の答申が出たら、市長に提出して、推進計画を取りまとめ、地域にということになる。検討委員会は遠慮せずにはっきり分かりやすく書く。検討委員会はあくまで方針を取りまとめるもの。答申で市長に見せる時に望ましいと書いていたら、どんな風にやりくりするか分からないので、はっきり「新設すること」と分科会でまとめ、市民検討委員会でも理解と同意を得て、答申してほしい。</p>
分科会長	<p>この分科会において、絶対曲げてもらっては困るのが資料分資 13-1 の移行パターン。これをきちんと履行してほしい。次に活動センターについてまで確定で出せるか悩んだ。活動センターについてまでこの分科会の中で縛りをかけるくらいの中身を出せるのかというのが私自身の思いにある。そのため、少し弱い表現にしたのは確かである。</p>
会員（三瓶）	<p>活動センターをつくるということが前提での分館廃止。分館だけを廃止にするなら、三瓶の分館つぶしにしか聞こえない。5町それぞれが知恵を出し、自主自立を図りながら国の政策に乗っていこうと。第9次一括法ができたために何の担保措置もなしにやろうとした。本来なら骨格を作って、活動センター化をしたいので、三瓶の活動センターはどこそこですよということをしっかり決めたいうえで、分館を廃止してくれないかというのが筋道。</p>
会員（三瓶）	<p>委員会からの意見としては、「独立した施設を新設すべきである」とまとめる方がよいのでは。新設する意味合いも、下の次の活動の拠点となるセンターについては、防災施設が必要ではないか、等の意見もあり、独立した施設を新設すべきであると。2つを1行にし、文化会館については三瓶の3つのセンターが活動を推進していくことが望ましいということにした方がよい。</p> <p>(暫時休憩)</p>

副分科会長	<p>1月に出た中教審答申の中で、答申の前に何があったか振り返ると、令和2年7月17日に新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ、つまり分科会のようなものが作られて、7月にいろいろなことを提言されている。それを受けて令和2年11月に審議のまとめとして出されている文の文末は、必要、不可欠と言い切っている。これを受けて答申も言い切っている。言い切る形があっても問題はない。</p>
会員（三瓶）	<p>基本的には、三瓶東地区エリアを2つに分けることになると、新たな拠点をつくる位置がすごく分かりづらい。逆に新設する場合、津波を想定した施設をつくることになると、地理的な部分が非常に限定される。そうすると要望している新設の施設がどうなるか。要は、津波災害は別にしてほしいと個人的に思う。当然想定される津波の高さは分かっている。それを基準にした位置以上の所に建物ができるのかということになると、活動センターとして、一般住民の方の利用価値が生まれるかどうかも心配になる。意見の一つとしては、防災のことも含め、新しいエリアに関しては、そこから一つ引いた形の要望の内容にした方が、現実味があると思う。</p>
分科会長	<p>今回、防災の文言が入ったが、それは別に起こすとして、三瓶東公民館エリアに地域づくり活動センターとして新しい施設を強く要望する。その部分だけを独立した形で最初に持ってくるという意見だった。防災は防災で分ける。</p> <p>(暫時休憩)</p>
分科会長	<p>新しく修正案として、①三瓶東公民館エリアに地域づくり活動センターとして新しい施設を建設すること。②三瓶東公民館エリアは一つの地域づくり組織で活用するには世帯数が多く範囲も広い。拠点（組織）は2か所必要ではないか。③活動の拠点となるセンターについては、今後予想される津波被害等の避難場所を兼ねた防災施設が必要である。④市全体の施設整備事業においてその平等性が保たれていない。⑤三瓶文化会館については建設経緯及びその意義を踏まえ、文化芸術の拠点となるよう活用を推進すること。としたいが、これでよいか。</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>この5点については言うことはない。津波対策については、三瓶、明浜は将来必ず来るということで重要だが、ただ、活動センターと防災を兼ねた施設を一緒につくることは困難だろうと思う。避難タワーのところに活動センターをつくるということは不可能だと思うので、とりあえず活動センターは津波想定範囲外に新設すると地区が限定されることと、使い勝手が悪く、利用価値が難しい。防災タワーは市としてもこれからも強く要望してほしい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>防災タワーと拠点が難しいということもあるが、拠点となるようにタワーを建てて、その下に、防災センターの中に公民館をつくることは技術的にも可能であるし、仮に津波が来た時にタワーに逃げるとき、食料等も一緒に持って運んで命をつなぐこともできる。一緒にできれば一番いいと考える。仮に津波が来て公民館が壊れても、骨組みが残っていればまた再建できるわけなので、そういったことを踏まえてするのが私はいいと思う。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>予算的などころがある。市の予算内でできる施設とできない施設がある。そこを加味して考えないと、現実味が非常に薄い。ただ防災タワーは西予市全体で考えていただいて国に要望するなりしてほしい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>活動センター設立の件だが、令和5年4月1日からは、どこにも負けなように、気持ちの良い、皆さんが自ら進んで小規模多機能自治活動に参加できるようにしたい。これまで三瓶町民の方々にはいろいろご迷惑をかけたが、これから一緒にやろうと、市長が東宇和の方々と肩を並べて。自分から進んで気持ちよく参加するためには、とにかく施設を、国の予算を待たずに市の予算で建てる。令和5年4月1日から西予市の皆が押し付けられたのではなく、新しいことをするためにはやはりお金を使わないと、気持ちだけではできない。とにかく、センターを新設すると大きな字で書いてほしい。令和5年4月1日から気持ちよく参加できるように、この分科会での意見を委員長が取りまとめてほしい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>大きく書くかは定かでないが、報告時には強く言いたい。これでよいか。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>分館分科会を13回重ねてきて、委員相互の理解を深めることができた。（4）のその他で、今回の分科会協議を通じてという辺り、市内の行政区</p>

<p>分科会長</p>	<p>の在り方についても再考する必要がある。この辺、市にもしっかり考えていただきたい。西予市の5つの町の中で、分館、集会所、建設した経緯から、移行について熱心に協議した。問題も浮き彫りになった。真剣に行政も再考ではなく協議していただきたい。これだけは伝えたい。</p> <p>資料分資 13-2、これで承認していただける方は挙手をお願いする。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>分科会長</p>	<p>挙手全員で承認されたので、先ほどの部分を修正し、市民検討委員会に提出する。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料分資 13-3、これまでの協議経緯についても、報告資料として市民検討委員会に提出する。</p> <p>(3) その他</p>
<p>会員 (三瓶)</p>	<p>基礎型交付金は不公平であると言ってきた。世帯数にすると大野ヶ原の1世帯7万円があれば、宇和町、三瓶町のような1,600円から2,000円もある。あまりにも格差が大きい。これが基金、あるいは税から捻出した基金から配分する。これが本当に平等なのか、真剣に検討していただきたい。見直しは来年か。全て悠長。来年に上がるころはいい。しかし減らされるところは気分のいいものではない。5年度から気持ちよいスタートをきるのであれば公平性を保ってほしい。明浜町と城川町の格差、そして三瓶町と明浜町を含めた金額は野村町にしか値しない。なぜ多いのか。面積の計算と公民館にしたために拠点活動がいくつもあるということ。集会所と分館方式の格差から始まったこと。この会が始まった時は見直すと、地域の説明会では言われていた。一度スタートを切ったら、見直すには行政の立場でやれるはずはない。したがって、基礎型交付金ももう少しならして、全て公平平等にとは言わないが、このことを考えなければ、三瓶東地区を2つにした時に、人員の3人は最低いること、プラス余分になること。またこの割り振りが今の金額の350万円くらいの、3,500人もいて、350万円くらいの、他のところは1,500人くらいで350万円くらいあるのだから、そういうふうなことを考えたときに、行政の建て前は将来の財源の間</p>



<p>事務局</p>	<p>題、類似団体よりも職員を削減しなければいけない。一つもやろうとしていない。やろうとしているなら、その証をみせてほしい。極力平等、対等にするようお願いする。</p> <p>何度かこの提案をいただいている。現在交付している基礎型交付金については、令和元年度に見直し委員会が設置され、見直しをされ、令和2年度から新たな配分で交付している。この次が令和4年度、3年間継続した後、3年後に見直しを行い、令和5年度の地域づくり活動センターがスタートする時点で新たな交付を行うことになるのでご理解いただきたい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>閉会あいさつ 12:25 閉会</p>